

島地環第 220 号
令和 5 年 1 月 6 日

静岡県知事 川勝平太様

島田市長 染谷絹代



「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書」
に関する意見について(回答)

令和 4 年 12 月 19 日付け環生第 243 号により照会のありました標記の件について、
環境の保全の見地から、別紙のとおり意見書を提出いたします。

担当 : 島田市地域生活部環境課環境係
TEL : 0547-36-7145
FAX : 0547-34-5501
E-mail : kankyo@city.shimada.lg.jp



「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する 環境の保全の見地からの意見

I 全般的な事項

- 1 本事業は、配慮書から方法書及び方法書から準備書にかけて計画内容が大きく変更していることから、今後、評価書を作成するに当たりさらなる計画変更が行われる可能性がある。こうしたことから必要な調査、予測及び評価を行い、その結果を漏れなく記載するよう求める。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電施設の配置や構造の見直し等を行うこと。
- 2 準備書の開示により住民から多くの意見が寄せられているが、評価書ではこれらの意見を十分に反映し、住民の理解を得られるように努めること。また住民に対しわかりやすく説明を行うこと。
- 3 風力発電をはじめ自然エネルギー発電施設の開発には、周辺住民や自治会、そして自治体との関係が重要であり、本事業が互いの利益と発展に供するように、事業実施後の連絡体制の構築に努めること。
- 4 対象事業実施区域内において、クマタカ等の国内希少野生動植物種に指定されている生物の生息が確認されていることから、この地域の生物多様性は高いとされる。したがって、貴重な生態系に与える影響の低減に最大限努めるよう求める。
- 5 当該計画地近辺は、令和4年9月に発生した台風15号において、土砂災害や洪水・浸水被害を受けている。このため開発計画地近隣の住民の不安は高まっていることから、自然災害への対策や住民への理解を得るために対策を十分に講じること。
- 6 当該事業が地域経済の振興に寄与するよう努めること。

II 個別事項

1 大気質

当該事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が在住していることから、工事車両の通行、工事用資材等の搬出入に伴う排気ガスや粉じん等による、周辺地域住民の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減すること。

2 騒音及び低周波音の影響

風車と住宅等との位置関係が概ね決まってきているが、評価書には国内外すでに稼働している地域において類似した条件の場所を地点毎に照会し、それらの騒音、低周波音の発生状況及び影のちらつき等に対する数値や住民の反応を記載し、それらを纏めたものを評価書に記載すること。

また、特に低周波音による騒音等の問題は、実際に風車が稼働してみないと不明な点もある

ことから予測がつきにくく、人それぞれで感じ方も異なる。このため風車稼動後に発生した低周波音の問題については、事業者が地域住民に対して真摯に対応することを評価書に記載すること。

3 水源及び水質の保全

市や地元が管理する水道水源の水量や水質の保全に努めること。準備書において造成等による工事中の濁水が河川に流入する箇所が複数予測されている。特に大代川については浮遊物質量の将来予測値が高いことから、具体的な環境保全措置を評価書に記載すること。

4 動物、植物及び生態系

- (1) 当該事業実施区域内は渡り鳥の経路と重なる部分が多く、その年の天候状況によって鳥の渡りの位置も変化する可能性があるため、評価書の結果だけによらず、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会の意見を聴きながら事後調査計画書を作成すること。また、他の動植物についても地域に精通した専門家の意見を聴き、十分に理解を得た上で計画を立てること。
- (2) 当該事業実施区域内における植物種の生育環境の保全を行うこと。やむを得ず、他の地域に移植する場合は、事前に移植試験を行い定着可能であることを確認してから実施すること。また、移植試験についても工程表に記載すること。造成時における法面への種子吹付けは、可能な限り在来種を選定すること。また吹付けを行う種子は事前に在庫を確認しておくこと。移植試験同様に、工程表へ記載すること。
- (3) 事後調査計画には、大代川、家山川、福用川、高熊川、原野谷川などの主な河川に対して環境DNA調査を行い、生物の消失が疑われる可能性を低下させるよう検討すること。
- (4) 当該事業実施区域内の動植物相について、大きな影響を及ぼさないように配慮すること。特にヒアリについては「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部を改正する法律において「要緊急対処特定外来生物」に指定される見込みが高くなっていることから確実に対応すること。

5 景観

フォトモニタージュの結果については、風車のある光景に対して誤解や忌避感を生まないよう、事業実施までに可能な限り、写真での紹介を交えた事業のPRに努めておくこと。

6 文化財

調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに市博物館課へ届け出ること。経塚山南側や馬王平で陶器片等を採集している。今後、埋蔵文化財確認調査を実施するので工事日程の調整を図ること。

7 地域交通

事業区域内外において、市が所管する道路敷き及び河川敷、また、これらに係る公共土木構

造物について、何らかの（工事用大型車両の通行を含め）行為を行う場合は、協議及び手続きを行うこと。

8 その他（自然災害）

昨年9月に発生した台風15号による土砂崩れの影響で、市内を通る国道や鉄道が大きな被害を受けた。当該計画地はその被害が発生した地区の西側の尾根に沿っている。この地域はがけ地に指定されていないとはいえ、巨大な構造物を設置することに関して、住民への説明にはより慎重な対策が必要ではないかと考える。

また、当該計画地の山林の尾根の木を伐採し、構造物を建設して地面を固めることによって、八高山やその周辺の山々の保水力が低下する可能性がある。一方、白光川や市井平川など周辺の河川や沢は小規模なものが多く、急激に水量が増加すると溢水が起きてしまい、台風15号では、家山地区、高熊地区では床上浸水をはじめとする家屋被害が多く発生した。沈砂池に大きな流木が流れ込むことも考え、規模を大きくすることや尾根筋に調整池、計画地内の河川に遊水池などを増やしていくなどの対策が必要ではないかと考える。